

令和8年1月から

税証明書等の一部が 様式変更・廃止になります

福島市では税務システムの標準化に伴い、令和8年1月から市税の証明書等の様式を一部変更・廃止します。

1 表題や様式が変更になる主な証明書

下記は主な変更であり、そのほかの証明書についても表示レイアウト等の一部変更を予定しています。

(1)【旧】所得・課税証明 → 【新】課税(非課税)証明

主な変更内容 … 住宅借入金等税額控除、寄附金税額控除など税額控除等の追加

(2)【旧】法人所在証明 → 【新】営業証明

(法人市民税課税台帳記載事項証明)

主な変更内容 … 代表者の名称の追加、本店等の所在地及び名称の削除

(3)【旧】所有証明 → 【新】資産証明

(固定資産(土地・家屋)証明書)

主な変更内容 … 評価額の追加
納税義務者の住所又は所在地・氏名又は名称が記載されます。

(4)公租公課証明

主な変更内容 … 評価額の追加
備考欄に登記名義が記載されます。

(5)名寄帳

主な変更内容 … 納税管理人欄等(住所又は所在地・氏名又は名称)の情報は備考欄に記載されます。
備考欄に登記名義人氏名が不記載になります。

裏面へ続きます →

2 廃止する証明書

固定資産税非課税証明(家屋)

証明する項目 … 所在、種類・構造、床面積、建築年次、所有者の住所・氏名
該当年度の固定資産税は非課税であることを明記されます。

※代わりとなる証明書の例…名寄帳など

変更する主な証明書の内容・見本について

福島市公式ホームページにて、税証明書の
サンプルデータを公開しています。



《該当リンク》

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/4/1013/1/5422.html>

税証明書に関する
お問合せ先

福島市役所 財務部 市民税課 税制係
TEL 024-535-1111 内線(2424)